

## 第 10 回木曾川水系流域委員会速記録

日時：平成 19 年 11 月 28 日（水）

13 時 30 分～16 時 15 分

場所：メルパルク名古屋 2 階 瑞雲西の間

### 1. 開会

事務局（浅野） それでは、大変お待たせしました。皆さんおそろいになりましたので、これから第 10 回の木曾川水系流域委員会を始めさせていただきたいと思います。

今日は、委員の方々の出欠ですが、寄藤委員と大野委員が欠席でございます。

前回、先週ということで、非常に慌ただしい中、今日はお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。前回の議論で、原案ということで今日まとめましたので、御審議の方、よろしくをお願いします。

それから、始める前に、会場の方々にお願いを申し上げたいと思います。

カメラ等の撮影は、委員長の挨拶までとさせていただきます。

また、受付で配付しました委員会資料の資料 - 1 に入っている「木曾川水系流域委員会の運営について」をお読みいただき、議事の進行に御協力をお願いしたいと思います。

それから、委員の御紹介ですが、お手元の配席表がございますので、それを参照していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

### 2. 挨拶

事務局（浅野） では最初に、開会の挨拶として、河川部長、よろしくをお願いします。

事務局（細見） 第 10 回流域委員会の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まず、前回の流域委員会で、議事運営の不手際から、舌足らずな説明で終わった感もありました部分を簡単に補足説明させていただきます。

異常湧水をどう考えているのか。異常湧水と治水の優先順位をどう考えているのかということでございます。資料は、委員の席の一番上に置いてあります補足説明資料、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

現在の当面の整備計画目標を治水と利水という形で示しております。30 年間の遭遇確率という形で言いますと、治水では 40%、利水では 96%という形で目標の事象に遭遇するという形になります。そして、それを超える水象現象が発生した場合に、急速にリスクが高

まる、そういった事象が、治水では氾濫被害になりますし、利水では、河川環境の悪化、取水障害、地盤沈下があります。

これに対しまして、この整備計画では、木曾川水系の特徴です海拔ゼロメートル地帯を貫流していること、それから、物づくりで日本経済を牽引している中京圏の水源となっている、この2つのことから、信頼性の高い危機管理対策をとるということとしています。

その中身は、治水ではスーパー伊勢湾台風など、最悪と思われる外力を具体的に想定して書き込んでおりますのに対しまして、利水の面では、実際に起こった平成6年渇水を具体的に想定して書いています。その遭遇確率は78%、30年間で遭遇する確率は78%です。

治水面と比較しますと最悪想定ではどうなるのかということになりますが、それを計算したものが次の図面になります。

これは、平成6年のときに、9月にたまたま台風起因いたしまして降雨が降りました。左上の図で紫色に塗ってあるところの雨で救われたわけです。この台風性の降雨が発生しなかったらどうなるのかというのをシミュレーションしたのが下の図でございまして、左側の図は、導水路も総合運用もなかった場合の、この中京圏の節水率を、取水制限率をあらわしておりますが、101日以上取水障害が出てまいります。図の赤い線は、環状道路の高速道路です。青い点は、工業団地でございます。世界の物づくりの一翼を担い、そして、我が国の経済を牽引している東海地域については、101日以上取水障害が発生するという大変な事態になってくるわけです。

右の図をごらんいただきますと、連絡導水路、総合運用等を講じましたときに相当被害が軽減されます。しかし、それでも、黄土色のところを見ていただきますと、51日以上取水障害の可能性が出てまいるということでございます。

こういった分析のときに、渇水期間に台風起因性の降雨が降る確率がどれほどあるのかといった面では、まだ研究途上の感がいたしまして、そういったものが行政としても早く適用できるような形になっていただきたいというふうに思っているところでございます。

とはいえ、ということで、現段階では平成6年渇水を設定して対策を講じることが重要と考えているわけですがけれども、もちろん今年のオーストラリアのああいっただけの渇水を考えてみますと、そういったことも日本は対策を考えないといけないのではないのかという御指摘もあろうかと思えます。しかし、そういう場合には、渇水疎開を制度的に確立するとか、水を船で広域的にデリバリーすると、そういったような施策が考えられますけれども、個別の木曾川の整備計画で記述できるマターではないというふうに考えております。

いずれにしましても、生命・財産を守る治水対策が必要であることはもちろんでございます。しかし、木曽川水系では、地盤沈下や中京圏の社会経済を支える、そういった観点で導水路建設などの異常渇水対策の緊急性が高いと判断しているところでございます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。

さて、整備計画策定の一里塚とはいえ、こうして原案を提示させていただくことになりました。ふれあい懇談会や行政説明会、インターネット等でいただいた意見、そして、それも踏まえた流域委員会の先生方の御意見によって、追加修正を繰り返しながらここに至りました。厚く御礼を申し上げて、挨拶とさせていただきます。

事務局（浅野） どうもありがとうございました。

### 3. 議事

- (1) 整備計画策定の進め方について
- (2) 木曽川水系河川整備計画（原案）
- (3) 今後の進め方
- (4) その他

事務局（浅野） では、ここからは辻本委員長に司会の方をよろしくお願いしたいと思います。

辻本委員長 名古屋大学の辻本でございます。

この木曽川水系の河川整備の委員会も、ついに第 1 ステージ、第 2 ステージから第 3 ステージに入ることになりました。第 1 ステージでは、プレ会議という形でいろいろ意見をいただき、それから、流域委員会が発足してからは、いろんな原案をつくるプロセスにおいて意見をいただいたというふうな形を考えておりました。

それで、一番最後にはさらに 1 回追加いただきまして、非常に厳しいスケジュールの中、流域委員会を開催しまして、御出席いただきまして、ありがとうございました。

私自身、非常にこの整備計画、木曽川水系の整備計画について、いろいろ皆様と議論する、あるいは事務方の考えを聞いて、それに対して意見を述べていくことが非常に重要だと考えて、できるだけ議論を深めていきたいというふうに思った次第で、そういうふうな場も設けました。

しかるに、前回の会議のところでは、若干説明が予定以上に延びまして、これは、私も考えております流域委員会で、流域委員の皆様時間に時間をとって議論をいただきたいとい

う趣旨からすると非常にマイナスになると思って事務局を叱責いたしました。そのときに、言葉の拍子で、叱責する流れの中で「こんなことをやってたら、何百回も流域委員会をやらなきゃいかんはめに陥るよ」というようなことを口にしました。事務局にしましても、私にしましても、中部のさまざまな川の流域委員会を見てきて、いろんなところで説明の仕方の要領の悪さ、あるいは不手際、そういったものが、流域委員会の開催で間があいたり、あるいは時間をとるというようなことがございましたので、その辺は事務方との了解のうちでそういう表現をしたんですけれども、そういうことが流れまして、淀川の前流域委員長から、淀川の流域委員会を侮辱するものだ。淀川の流域委員会は、何も好きでという表現はまずいですけれども、何回も議論を重ねることが重要だと思ってやってきているのに、それを侮辱するのかというふうなメールをいただきました。

それで、私は毛頭そういうことはございませんし、皆様の意見を聞きたいがために、できるだけ事務方は要領よく説明いただいてというふうなことを考えていましたので、そのとき感情的にああいうことを言ってしまいましたので、その言葉は今本前委員長にも取り下げると言いました。

ただ、対象として指したのは、淀川でもないし、流域委員会の回数を多くして議論を深めることに対して何も批判的なこともしたわけではなくて、事務的な対応に遅れがあることは、これはゆゆしきことだと。我々の委員会は、そういうところをできるだけ効率化してやっていこうとしている努力の中で、そういう事態になりましたので、私自身ちょっと感情的になったかと思います。今本前委員長にも、その言葉としては不適切なので、取り下げるということも含めてお話ししました。前委員長からは、よくわかったと、理解したというふうな返信をいただきました。それから、目指すのは立派な整備計画と流域像ということで、励ましの言葉もいただいた次第でございます。

冒頭で1つ、新聞でも大分騒がしくなりましたので、会議を始めるに当たりまして、一言説明しておく。この説明も、前委員長とのやりとりの中で、この経緯については説明すると申し上げて、了解をいただいております。

それでは、座らせていただいて、議事に入りたいと思います。

まず、事務局で配付資料の確認をしていただけますか。

事務局（山口）では、事務局の河川計画課長の山口です。今日もよろしく願いいたします。

では、まず配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料に配付資料一覧表というのがあると思いますが、資料 - 1 といたしまして、議事次第、配席図、出席者名簿、規約、進め方、委員会の運営についてと、意見シートを一つづりにさせていただいております。

また、資料 - 2 といたしまして、先ほど部長の挨拶で使わせていただきました補足説明資料。資料 - 3 といたしまして、河川整備計画に定める事項。資料 - 4 といたしまして、今日御議論いただく河川整備計画（原案）。最後に資料 - 5 として、今後の進め方を配付させていただいております。

また、その資料とは別途、別つづりで原案の附図という分厚いものもお配りさせていただいております。

さらに、先ほど委員長の発言で述べました新聞記事と、あと、これはまだ案なんですけれども、「御意見をお聞かせください」ということのチラシの案をお配りさせていただいております。

不足等ありましたら、またお知らせください。

あと、参考資料は、これまでどおり、ボリュームが本当に多いということで、委員の方のみの配付にさせていただいております。傍聴の方は、参考資料をつづったファイルを会場の後ろの机に2部置いておきましたので、それをごらん願います。

皆様からいただいた意見の反映一覧表に関しましては、委員の方は机の上に、傍聴の方におかれましては、後ろの机の上に置いてありますので、また御参照ください。

なお、先回流域委員会の議事要旨につきましては、前回開催からの期間が何分短いため、現在事務局で作成中であります。また、委員の方には別途お配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

辻本委員長 ありがとうございます。

資料については、それでよろしいでしょうか。

それでは、議事の方に入りたいと思います。本日、議事次第に4件が挙がっておりますけれども、本題は(2)木曾川水系河川整備計画（原案）に対する意見を述べていただくということでございます。

原案が、この委員会の前に、今こういう形で提示されたということで、これに対する意見を述べる会議でございます。そういったあたりも含めて、議事の(1)整備計画策定の進め方について、事務局からお話しいただけますか。

予定としましては、木曾川水系河川整備計画の原案を説明いただいた後、御意見をいた

だくのですけれども、その御意見をいただく前に少し休憩を挟みたいと、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局(山口)では、資料-1の中にあります整備計画策定の進め方(概念的フロー図)をごらんください。

これは従前からお示ししているものでございますが、本日の流域委員会は、右側の、いよいよステージ ということで、河川法第16条の2第3項に基づきまして、河川に関し学識経験を有する者の意見聴取ということを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料-3の方をごらんください。河川整備計画に定める事項ということで、これは河川法の政令の条文をそのまま抜き書きしたものでございます。これとあわせて、河川整備計画(原案)の本文の目次の方をめぐっていただきたいと思います。

政令の第10条の3項で定められていますのは、河川整備計画の目標に関する事項ということになっております。これにつきましては、目次で言いますと、第2章の方で記載することとさせていただいております。

次に、政令第10条の3項の中で、河川の整備の実施に関する事項というのを定めることになっておりますが、これは第3章で記載させていただいております。

また、その中ではイとロということで、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要、これにつきましては、第3章の第1節の方で記載させていただいております。ロの、河川の維持の目的、種類及び施行の場所につきましては、同じく第3章の第2節の方で記載させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

この原案につきましては、これまで流域委員会、ふれあい懇談会、整備計画策定説明会を通じまして、たくさんの御意見をいただきました。それらを踏まえまして、骨子、素案、原案の案と、加筆修正を重ねて、この原案となった次第でございます。質疑の時間の都合もありますので、河川整備計画で定める事項とされている目標と実施内容のみ、ポイントと議論になったところに絞って御説明させていただきたいと思います。

めぐっていただいて、プロジェクトタイプの事業の進め方と河川整備計画の関係、これを整理させていただきたいと思います。

連絡導水路事業とか遊水地事業といったプロジェクトタイプの事業につきましては、まず、河川整備基本方針で定められました河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿

って、この河川整備計画を策定していくわけですが、その中で、河川の整備の実施に関する事項として、その機能の概要を定めまして、「整備する」旨を記述することとなります。その後、個別の事業計画を立案していくこととなりますが、必要に応じまして適切に環境調査検討を行いながら、具体的な場所や施設構造等を決定していきます。このでき上がった事業計画をもとに、モニタリング等を適切に行いながら事業を実施いたしまして、維持管理していくこととなります。

長良川の遊水地や木曾川水系連絡導水路につきまして、こういった趣旨で河川整備計画（原案）で記載していることについては、また中で確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、原案の本文の2-1ページ。

辻本委員長 議事次第の(2)に移るとのことですね。そうじゃないですか。皆さんのところには。

事務局（浅野） すみません、今のところまでが、スケジュールとか中身の説明です。

辻本委員長 そうですね。皆さんに配られている議事次第の(2)に入るということでしょうか。

事務局（山口） はい。

辻本委員長 じゃ、引き続いて、原案の説明ですか。この議事次第の(2)ですね。それでいいんですね。

事務局（山口） はい。

辻本委員長 じゃ、議事次第(2)の、木曾川水系河川整備計画（原案）の説明をお願いします。

事務局（山口） では、すみません、2-1ページの第2章をごらんになっていただきたいと思います。

ここでは、河川整備計画の目標に関する事項を記載させていただいております。中段の方に、治水面・利水面の目標設定に当たっては、河川整備基本方針に示された将来計画に向けて、段階的に安全度を向上する計画目標を設定するとともに、我が国最大規模のゼロメートル地帯を抱えること、及び中京圏の水源を構成していることから、その計画目標を超える豪雨・高潮・少雨の水象現象に見舞われたときにも、被害を最小化できる信頼性の高い危機管理対策を講じていく設定をします。

また、環境面の目標設定に当たっては、木曾三川らしい河川環境の特質を明らかにして、

それぞれ設定します。

これからの木曽川水系の河川整備に当たっては、この精神に支えられた目標を持つこととし、治水面・利水面・河川環境面から3つの目標を定めることとします。

そして、これらの目標を達成するために、地域社会のさまざまな関係者間の交流を深めまして、その精神をはぐくみ育てていきます。

また、さまざまな水問題で悩む国際社会に対して、木曽川水系の培ってきた知恵・文化・技術は、大いに貢献できることから、河川整備を図りながら、水を介した国際交流を促進していきます。

その下段をごらんください。第1節といたしまして、整備計画対象区間を記述しております。

対象区間は、指定区間外区間（大臣管理区間）並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とします。

ページをめくってください。2-5ページをお願いいたします。

第2節といたしまして、整備計画対象期間を記載しております。おおむね30年間といたしております。対象期間内であっても、必要に応じて適宜整備計画は見直したいと思っています。

続きまして、第3節で、河川整備計画の目標を設定しています。

第1項といたしまして、治水に関する目標です。これにつきましては、各河川とも戦後最大洪水を対象としております。また、高潮につきましては、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に、高潮による災害の発生を防止することを目標とします。

また、一番下段には、そういった規模を超えるような災害や整備途上での災害につきましては、被害をできるだけ軽減するために必要な危機管理対策を実施することを記載しております。

続いて、2-8ページをお願いいたします。

こちらは第2項といたしまして、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を記載させていただいております。

河川水の適正な利用については、近年の少雨化傾向に対応した利水安全度の確保や地盤沈下の防止を図るため、既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化を促進することなどにより、河川水の適正な利用に努めます。

続いて、第3項といたしまして、河川環境の整備と保全に関する目標を記載しておりま



す。

河川環境の整備と保全に関しては、木曽川水系として、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曽三川らしい河川環境を目指すものとします。

続きまして、隣の 3 章にいきたいと思います。

ここまでが、第 2 章で目標を設定したところでございます。第 3 章では、この目標について、実際に河川の整備の実施に関する事項ということに記載させていただいております。

まず、河川の整備に当たっては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、総合的な視点で推進します。

さらに、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を一連のシステムとしてとらえ、モニタリング評価を行い、必要に応じて計画、施工、維持管理にフィードバックします。

具体的な中身といたしまして、第 1 節には、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要を示させていただいております。

その中に、第 1 項として、治水面に関する事項を書かせていただいております。

その中では、社会情勢等を踏まえた流域や河道のモニタリングを実施しまして、河川整備計画の目標流量を計画高水位以下で安全に流下させることを実施するというものを掲げさせていただいております。

3 - 2 ページをお願いします。そのための水位低下ということで、河道掘削・樹木伐開の記載をしております。

続いて、ページ飛んでいただきまして、3 - 6 ページですが、上段の方に横断工作物の改築、下段の方に洪水調節機能の強化ということで、この中で集中審議もしていただきました新丸山ダムの建設、また、3 - 7 ページの中段の方には、遊水地等の整備、あと、その下に横山ダムの再開発を記載させていただいております。

遊水地等の整備につきましては、前回流域委員会でも御説明して意見をいただいたところでございますが、長良川において、戦後最大規模の洪水（平成 16 年 10 月洪水）を安全に流下させるため、板取川合流点から下流の区間において遊水機能を生かした洪水調節と

して基準地点忠節において戦後最大規模の洪水に対して約 200m<sup>3</sup>/s の流量低減を見込む遊水地等を整備する。

なお、整備に当たっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう開発プロジェクトと協調を図るなど岐阜県を初めとする関係機関と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策をあわせて検討する。

遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討し決定していくということとしております。

次、3 - 8 ページでは、堤防の強化について記載しております。

小尻委員 ちょっとすみません。たくさん一生懸命言われるのはよくわかるんですけども、結構ついていくのが大変なんですよ。無理かもしれないけれども、適当にわかりやすく、間を入れながらお願いします。

事務局（山口） すみません、ちょっと簡潔にというのが頭にありまして、すみません。

小尻委員 簡潔にはいいんだけども、簡潔に、の間が、ぱっと詰まるから、場所を追いかけていくのだけでも精いっぱい、申しわけないですけども。

事務局（山口） すみません。

関口委員 章ごとにちょっと質疑を入れてもらって、意見を促して、それがなければまた次にいくという格好でももらった方がいいんじゃないですか。

辻本委員長 どうしますか。今までちょっと進んできて、どこでどう切ったらいいのかがというのが。今話が出ましたのは、遊水地の終わりのところまで来て、じゃ、治水のところをざっと見たところで、ちょっと一息入れますか。

事務局（山口） 治水を引き続き。

では、3 - 17 をお願いいたします。ここで、高潮に対する安全性の強化を記載しております。

次、3 - 18 ページめくっていただきまして、地震対策の推進、その下に3 ということで、内水対策を記載しております。

3 - 19 ページでは、危機管理対策を記載しておりまして、危機管理対策の中で防災関係施設の整備ということで、河川防災ステーション等の整備、緊急用河川敷道路・防災船着場等の整備、広域防災ネットワークの構築を記載しております。

まためくっていただきまして、3 - 21 では、被害を最小化するための取り組みということ

で、下の方に、濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯では「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」において、行政や施設管理者等の関係機関が協働し、災害時の危機管理行動計画を策定し、対応の充実を図るということと、流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、その機能の積極的な保全に努めるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進すると記載しております。

ここまでが治水に関する、実施に関する事項です。

辻本委員長 その前にも少し治水に関する、河川の整備計画の目標に関する事項で、その前もありましたけれども、治水について今説明が終わったところで、ちょっと一息入れましょうか。

じゃ、この治水と、その前のことも含めて、もし何か。後から御意見をいただく時間はたっぷりとりましますけれども、お気づきの点とか、もしありましたらお願いします。

小出委員 私しばらく欠席していたんですけれども、本当に久しぶりで申しわけないんですけれども、この委員会とか、このやり方自体が、政策決定に世論がどういうふうに影響するかというのが基本的な構図で、それで治水面で、この前説明された中で、この委員会での意見とか、ふれあい懇談会だとか、いろんな人の意見を聞いたそれが、この政策決定に与えた部分みたいなところというのを、例えば色別で、今日じゃなくてもいいんですけれども、この部分は、要するに世論が入っているよというのがわかるような資料が欲しいですね。

それがないと、せっかくいろんな手続をやってきたけれども、この政策決定にどの程度世論形成のプロセスがインパクトを与えるかという構図が河川法の改正そのもののねらいなものですから、それが素人でも見て、この部分は住民の声かというようなのがわかるようなのを、将来でもいいですけれども、そういう書き方をですね。

辻本委員長 書き方。

小出委員 示し方でいいですよ。というのを、今後やっていただければ非常にありがたいです。

辻本委員長 ここ数回、流域委員会を開いてきまして、そのプロセスを順番にとって、これまでの委員会では、赤字で新しく直したところを書いていただきました。ちょっと資料等について説明いただけますか。その対照表とかについて、事務局まとめられているやつありますね。

事務局（山口） すみません、こういう形で一式すべてつづらせていただいております、こちらに意見と、あと右側の方に私どもの考え方といいますか、について記載をさせていただいているところがございます。一番右の欄には、原案の方で記載している箇所についても明示をさせていただいております、住民の方からいただいた意見が、こういう考えのもとにここに書かれているというのがわかる形で、一応整理はこうなっているということ。

小出委員 そうですか。そういうのがあるんですか。

事務局（山口） はい。後ろに。

小出委員 こんなに分厚いのがある。こういうのは読めないんですよ、実は。違う仕事をやっているもんだから、普通の人は。

辻本委員長 それで、流域委員会では、原案ができるまでは、今までは1回1回、これが赤で、新しくどの意見から反映されて修正されたということを積み重ねてきたというのが今までの作業でございました。

小出委員 そうですか。それは、私の方が欠席ばかりで申しわけありません。全く知らなかった。

辻本委員長 でも、最終的にもう少しわかりやすく、どう反映されたかというのは。こんな分厚いのは言われるとおりで。

藤田委員 恐らくこの原案のところに何かマークが入って、これはどこどこという、何によりましたとか、こういうやつが一つあると、前の見え消しに対応するような格好なんですけれども、蓄積版みたいなのがあればよくわかると思うんです。

辻本委員長 多分この後、市民にコメントとかいただくときには、これでなくて、もう少しわかりやすい形のものとして併記して書いていただくよう流域委員会からも求めました。流域委員会では、どこが直ったかというのは、今までのプロセスの中であったものと混乱するので、原案の形そのままのものだけが資料に出していただくことにしましたので、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが。

毎回こういうふうな形で、御意見をいただいたふれあい懇談会、行政あるいは直接ホームページに書き込んでいただいたものに対しては、こういう資料で、これについては、赤いこういう形ですので。今日は原案の提示ということで、こういう形になって申しわけない。

小出委員 ですから、この原案の中に、この部分はちょっとこういう影響があるよとい

うものが印だけでもあると。情報というのは、相手に読まれなければ何の値打ちもないですから、ここに書いてあるよというのは、単なるアリバイづくりにすぎないから。だから、一般の人はこんな分厚いのを読めっこないものですから。一般の人が読んで、「ああ、そうか」というような簡単なもので結構なんですけれども、アリバイ文書じゃないようなものをちょっとずつ入れていただけるとありがたいです。

辻本委員長 ありがとうございます。

また後から全般的に皆様方から、原案に御意見をいただきますけれども、特に質疑的なものがありましたら。

今から急にというのは難しいかもしれませんが、この後、説明するときに、ちょっとポイントがあったら、そのポイントは示しながら、次、正常流量にかかわることですね。

事務局（山口） 3 - 22 ページをお願いいたします。

ここでは、第 2 項といたしまして、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項を示しております。

1 つ目といたしまして、河川水の適正な利用ということで、既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化、2 つ目に、取水及び貯留制限流量の維持、3 つ目に、適正な水利権許認可ということを示しております。

2 つ目といたしまして、流水の正常な機能の維持ということで、その中でも、河川環境の改善をまず 1 つ目に挙げております。その中で、新丸山ダム建設、右の 3 - 23 ページにいていただきまして、木曾川水系連絡導水路の建設を記載しております。

流水の正常な機能の維持のために水利用の合理化が大事ですので、3 - 23 の下の方に、取水制限流量による制約がない既得用水については、水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能等に配慮しつつ、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水利権の適正な見直しを行い、水利用の合理化を進める。これにより維持流量の一部を回復すると記載させていただいております。

その下段ですが、濁水及び異常濁水対策といたしまして、次の 3 - 24 ページをごらんください。

上の方に、異常濁水による甚大な濁水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努めると記載しております。

最後に、4つ目に、発電減水区間及び都市河川対策ということに記載しております。

辻本委員長 以上が、河川水の適正な利用、流水の正常な機能についての記載事項でございます。

よろしいでしょうか。

特に意見がなくても、このように切っていった方が落ちつきますね。

ということで、また御意見は後からでもお伺いできますので、次の説明は、第3項の方に移りましょうか。

事務局（山口） 第3項では、河川環境の整備と保全に関する事項を示しております。

1つ目に、河川環境の整備と保全ということで、これについては、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われたまたは劣化した環境の再生に努めるため、多自然川づくり、自然再生事業及び魚がすみやすい川づくりを一体的に実施します。

めくっていただいて、3-26ページの下の方ですが、木曽川、長良川、揖斐川の河口域では、ヨシの植栽、水制の設置、土砂の投入などによりヨシ原、干潟の再生に努めるとともに、ハマグリ、シジミ、シラウオ、海苔等の水産資源の生産に適した汽水域の水環境の保全に努めます。

続きまして、3-29ページをお願いします。

2つ目の項目といたしまして、川と人とのふれあいの増進を記載しております。これについては、木曽三川を特徴づける歴史的、自然的、文化的な河川景観や親水空間としての良好な水辺景観の保全・整備を図るとともに、沿川に存在するまち並みと調和した水辺空間を保全、活用するため、関係機関等と連携した、水辺のふれあい拠点の整備を推進し、河川景観の保全に努めるとともに、地域住民やNPO等との連携を推進しますということで、水辺のふれあい拠点の整備を記載しております。

続きまして、3-30ページでは、景観の保全と、地域住民やNPO等との連携の推進を記載しております。

3-32ページをお願いいたします。河川の特質を踏まえた環境の保全ということで、ゾーニングによる環境の保全、河川利用のルール策定とマナー教育を記載しております。

その下の方、4つ目といたしまして、水質の改善ということで、支川の対策を記載しております。都市域からの排水の流入により水質の悪化している長良川に流入する桑原川、逆川、境川、糸貫川及び揖斐川の支川の水門川などの浄化については、流域の関係地方公共団体、流域住民、企業等と連携して、流域内の汚濁負荷の削減に努めます。また、長良川

下流部の水質改善を進めるため、境川及び桑原川に設置されている既存の河川浄化施設の効率的な管理を図り、適切に運用するとともに、支川汚濁負荷量の本川への合流量を削減する手法等の調査・検討を進め、必要に応じ対策を講じます。

3 - 33 ページをお願いします。その 2 つ目といたしまして、汽水域、緩流域の水質保全、3 つ目といたしまして、ダム貯水池の水質保全、また、4 つ目といたしまして、伊勢湾再生への連携ということを記載しております。最後に、わかりやすい水質基準の整備を記載しております。

3 - 34 ページをめくっていただきまして、5 といたしまして、流砂系の健全化として、関係する機関と連携した調査・研究の推進、堆積土砂の下流域への還元を記載しております。

ここまでが環境の実施項目です。

辻本委員長 以上が、環境にかかわるところでございます。

よろしかったら、先へ進みましょうか。

事務局（山口） では、3 - 35 ページをお願いいたします。

これは、第 2 節といたしまして、河川の維持の目的、種類及び施行の場所を記載しております。

河川の維持管理にいたしましては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全という目的に応じた管理、平常時から洪水時での河川の状態に応じた管理、堤防、ダム、排水機場さらには河道といった河川管理施設を適切に実施していくということを記載しております。

その第 1 項といたしまして、治水に関する事項といたしまして、堤防の維持管理を記載しております。

3 - 36 ページをお願いします。2 といたしまして、樋門・樋管、排水機場等の維持管理を記載しております。

続きまして、飛んでいただきまして、3 - 40 ページでは、河道の維持について記載しているところがございます。

また飛んでいただきまして、3 - 43 ページ、ここでは、4 といたしまして、河川維持管理機器等の維持管理ということで、光ケーブル・CCTV や許可工作物といった維持管理、また、ダム本体・観測機器等の維持管理、ダム貯水池の維持管理を記載しております。

めくっていただいて、3 - 44 ページでは、危機管理対策を記載しております。中では、洪水時等の管理と、水防に関する連携・支援、また、海拔ゼロメートル地帯及びその周辺に

おける高潮・洪水対策ということを記載しております。また、河川情報システムの整備と、水質事故対策を記載しているところがございます。

これまでが管理の中での治水に関する事項でございます。

辻本委員長 よろしいでしょうか。

じゃ、次に入ります。

事務局（山口） 3 - 46 ページで、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項を記載しております。

ここでは、まず適正な流水管理や水利用を記載しております。また、2 つ目に、渇水時及び異常渇水時の対応ということで、下の方ですが、必要に応じて、行政機関と関係利水者等で構成する「木曾川水系緊急水利調整協議会」等により、既得利水者も含む利水者相互間の水融通の円滑化や、ダム の 枯 渇 を 防 ぐ た め の ダ ム 等 の 総 合 運 用 等 を 実 施 す る な ど し、渇水被害の軽減及び確保流量の保持に向け、迅速な対応が図れるよう関係機関と連携して渇水対策の強化を図ると記載しております。

第 3 項で、河川環境の維持に関する事項ということで、河川の清潔の維持を記載しております。その中では、不法投棄の処理、水質の維持を記載しております。

隣の 3 - 47 ページにいていただきまして、地域と連携した取り組みということで、河川愛護団体等との連携、地域に開かれたダム指定、水源地域ビジョンの実施、河川利用・水面利用の適正化ということで、中で、不法な水面の占用に関することを記載しております。

以上で、環境の維持に関する事項を記載して、これですべて原案の本文となっております。

辻本委員長 非常に足早に説明されてわかりにくかったところもあるかと思いますが、ちょっと段落入れて、少しは落ちついて聞けたと思うんですけども、最初のころは、もう一度目次を振り返っておきましょうね。

第 1 章に現状と課題。これは、この木曾川水系に対してどういう特徴があるかを抜き出したもので、計画そのものとは直接関係ございません。

それから、第 2 章が目標を書き出したものであります。

その後、第 3 章の第 1 節が機能の概要、第 2 節が河川の維持という形で、機能の確保のための施設の話が、治水、利水、環境と書いて、その次、維持について、また治水、利水、環境と書いてあるので、少し目次も、ちょっと行をあけるか何かされた方が、固まりが見



えにくいですね。今説明を聞いていて初めて気がついたのですけれども、もうちょっと間隔を、どこかで固まりが見えるようにされた方が。また、どうして治水が出てきたのかな、利水が出てきたのかなという感触が、ざっと説明を受けるとありましたので。

それで、その第 3 章に入る前に、第 2 章の説明も実はございました。この辺がざっといったので、多分委員から御指摘があったのはその辺が、あっという間に 3 章に入ってしまったのでわかりにくかったのだと思います。

よろしいでしょうか。

見ていただいて、最初に、議事の(1)から(2)へ、これも休みなく行ったのですけれども、資料-3の2ページが示されました。河川整備基本方針があって、その次に河川整備計画があって、この段階を今整備計画としてまとめられています。個々の事業は、その後、事業計画という形で、その事業その事業について、諸元も含めて、具体的な場所とか決めたものが議論されます。それから、事業実施から維持管理の問題へと推移していくわけです。そのうちの河川整備計画なので、事業そのものについての計画というものは、議論の中では、整備計画を考える中で少し紹介いただきましたけれども、特に書き込まれることもなかった。

これは、やはり河川整備基本方針というのは、もっと大まかな計画なんですけれども、やはり基本方針を考えると、整備計画でどんなメニューがあり得るのかなということ、少しずつお互いフィードバックしながら入ってきましたので、わかりにくいところがあるかもしれませんが、事業計画の詳細設計等については、少しお話も伺ったのですけれども、整備計画そのものに入る事項ではございません。ということで、整備計画が、本日原案示されたようなものが、今の時点ということでございます。

先ほど申しましたように、この後、少し休憩いただいて、それぞれの方に御意見をお聞きします。これが第 1 ステージと言われる学識経験者が意見を述べるという手続でございます。ということで、お一人お一人御意見をいただくという機会を持ってますけれども、その前に、質疑応答も時間を設けます。

今何か。

三宅委員 3-24 ページですけれども、上から 4 行目、「なお、徳山ダムの渇水対策容量の運用にあたっては、異常渇水時において長良川下流部や根尾川等の支川で河川環境が著しく悪化した場合等、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善を図る。」と書いてありますけれども、ダムそのものが渇水となったときに、ダムそのものが干

上がっているダムというのも出てくるわけですね。

今異常気象で、一番日本で多雨地帯であるはずの徳山ダムが、あれだけ大きいと、なくなるということはないでしょうけれども、もし半分ぐらいの水になった場合、ダムそのものの水がなくなった場合はどうするのかということが書かれていない。渇水で川が干上がったら、徳山ダムのお水をあげますよということは書いてある。

ところが、この4番の発電減水区間及び都市河川対策というところでは、細かく、うまく私が言った質問に対する課題が書いてあるけれども、やっぱり電力も維持して、そして水も維持してというときに、もし徳山ダムが半分ぐらいの水になったら、じゃ、どうするの。徳山ダムに対する対策が書かれてないんじゃないかということ、ふっと疑問に思いました。

辻本委員長 それについては、今もしお答えされるようでしたら。

事務局（笹森） 河川環境課の笹森と申します。

そこの前の段落、3-23ページとかにもありますけれども、最後の行ですが、「節水対策について関係機関、利水者と連携して推進する。」とか、あと、維持の方で、後ろの方になりますけれども、3-46ページにつきましても、先ほど説明ありましたように、3-46ページの真ん中あたりにある第2項(2)渇水時及び異常渇水時の対応ということで、行政機関と関係利水者等で構成する協議会等で、総合運用等を実施するなど、節水対策の強化を図る。こういう中で、ダム貯水量が減っていくに従って、その補給量というのも当然少しずつ減らしていくと、その容量に応じた運用を行っていくということで対応したいと思っております。

計画という意味では、ダムがなければ、そもそも補給できないわけでごさいます、ダムがあることによって、河川が干上がるとか、そういう期間を大幅に縮小することができるわけでごさいますので、ダムがあれば、河川の流量として確保する分を節約しながらでも延命させていくことが可能になるというふうに考えております。

辻本委員長 よろしいでしょうか。基本的に計画が書かれていて、基本的なところは最初の3-24ページに書かれていて、オペレーションといいますか、維持管理のところ、危機管理のことについても書いているつもりだということで、これ以上、もう少しわかりやすく書いた方がいい等は、また御意見として、原案に対していただければ結構かと思えます。それでよろしいでしょうか。

三宅委員 やっぱりどうするのかなと、やっぱりだれでも思いますので、何か補足の言

葉が要るのではないかと思いますけれども。

辻本委員長 それは1つの原案に対する御意見として伺いたいと思います。

小尻委員 ちょっと今の関連するんで。今、気候変動あるいは、そういう渇水の問題というのが議論されてきましたけれども、先ほどの平成が、たまたま台風が来たと言われましてけれども、日本では比較的3カ月から5カ月ぐらいで雨が来るという理論もあるんですね。理論とは言わないけれども、統計的なものがある。だから、そんなに大きいのは要らないとか、あっちへ行けば2年間の渇水は当たり前だと。

だから、その地域性をどう見るかというのは、これはまだ学会の中でも議論の余地がありますし、我々もやっています。そういう学会でまだわからないところをどう入れるかというのが、ここで非常に大きな問題になるのではないかと。今後、徳山とか、そっちの運用のときに、今わかっているのは雪解けが早い。トータルの雨は若干なりとも減少しつつあって、それが早く出るから雪解けも早いし、かえって形が変わってしまうという懸念は十分あります。

ですから、ある意味では、もっと学会を、あるいは大学の尻をたたいて必要な情報を出せというようなことも、この委員会の仕事かもしれないけれども、我々も今できるだけやっている段階です。ですから、今後30年という形を単なる延長として見ていいのか、もう異常なときだけを特に取り出して見ていいのかというのは非常に悩ましいところで、今言われたのは、私としてはものすごくよく理解はできるんですけども、こうだからだめだということも言えないし、こうだからいいよと言えないというのが大学としての見方だというふうにとらえて、ちょっとずつそこはあいまいにしておいてもらいたいなという気があるんですけども。

辻本委員長 ありがとうございます。

また御意見として、新しい課題という項目もございましたので、その辺についても、また御意見いただければありがたいと思います。

藤田委員 今さらという感じもするんですけども、維持管理にかかわるところかもしれないけれども、堤外民地の問題は現状課題に入れておかななくていいかなと、ちょっと気になったんですね。例えば環境であれば、施肥をすとか農薬を使うとか、そういった負荷を、かなり広い面積がある場所もあるので、そういったあたりがかかわってくるかなと。

辻本委員長 堤外民地の扱いをどうするべきかについて書いてないということであれば、

それは御意見として伺うということになります。

それから、今の御指摘に対して何らか考えられて、本文の中で対応されているようでしたら、それは説明いただけますか。

それにかかわるところは書いてないということによろしいですか。

じゃ、御意見の中にそれも含めたいと思います。特に今のように、意見を述べただけけれども、もし対応しているところがあるんだったらというようなことを、今質疑という形であれですけれども、よろしいでしょうか。

事務局（山口） 委員長、すみません。堤外民地の話は、3 - 40 ページの方の河道の維持のところ、(1)河床・河岸の維持管理ということで、「また」以下に、「木曾川水系では、高水敷が堤外民地として利用されている箇所が多く、耕作地としての利用が見られることから、治水上支障となる場合は、適切な指導を行う。」ということに記載して。

辻本委員長 ただ、今は環境面の問題というふうな指摘があったわけですね。

藤田委員 現状と課題の中に入っていて、それを受けてこっちだという書き方もできるのかなということです。現状と課題の中に入っていて、それを受けて、ここでこういうことをという意見です。

辻本委員長 現状と課題の中で、少し指摘すべきだというふうな。

藤田委員 そうですね。実はポイントでは住んでおられるところもあるのでですね。

辻本委員長 そうですね。御意見として。

小出委員 渇水の問題で、ちょっといいですか。

まず、確かにダムが空っぽになったりとか、それから、台風が来るか来ないか、そういう天候上の問題というのもあるんですけども、平成 6 年の渇水時、当時、私は社会部長というのをやっていたしまして、取材の一線の指揮をとったイメージでは、最大の山は、農業用水が生活用水に利用させていただけるかという政治折衝が最大の山だった。それで、既得水利権を持っている農業用水が、こういうときにはちゃんと生活用水にくれるかどうかというのが、庶民レベルから見た緊急の最大のニュースであって、それで、もう長い折衝の結果、ようやくもらえた。

そのときに、ごく普通の市民というのは、「ああ、そういう権利があるのか」ということを初めて知った人がほとんどであります。水がない、水がないと言っているのだけれども、そのかなりの部分は農業用水で、そっちには回せないという水利権の問題があったということを知った人というのは、かなり多くいます。

ここの 3 - 22 ページに、河川水の適正な利用の、(3) 適正な水利権許認可というのがさらっと書いてあるんですけども、ここの部分だと思うんです。だから、慣行水利権をどのように許認可の水利権に移行するか。まさに、市民レベルでの緊急の水の問題というのは、渇水時にはこれのウエートがめっちゃめっちゃ大きいというイメージが私にはあるんですよ。実際、当時平成 6 年、取材報道した体験からいくと、これをもうちょっと具体的には表現できないのかという感じがするんですけども。

うたい文句としては非常に結構だけれども、それが本当にできるのかとか、緊急時は台風がどうなるとか、そういうことは全く関係なくて、今日の水がどれだけもらえるかという状態がしょっちゅうあるわけですから、その緊急時は、まさに水利権とぶつかる場面がものすごく多いという実体験がありますので、というのを、この慣行水利権を許可水利権に本当に移行できるのかというようなところは、非常に微妙な問題だとは思いますが、慣行水利権よりも渇水の事業を最優先させるというようなことができるのか。できそうだというような、そのあたりをもうちょっと触れていただくと、ごく一般の人にはわかりやすいのではないかという感じがするんですが。

辻本委員長 ありがとうございます。御意見として何うところもあるかと思えますし、事務局で、この部分については少し書き込んでいようというところがありましたら、どうぞ。

事務局(笹森) その次のページの 3 - 23 の下の(2) 水利用の合理化、こちらの方で、取水制限流量による制約がない既得用水についてということで、水道用水とか農業用水について水利権の適正な見直しを行った上で維持流量の一部を回復する。この維持流量が回復されれば、緊急時には、そういう渇水調整に有効に活用できるというふうに考えています。

慣行水利権の許可水利権化につきましては、当然別途進めておりまして、既に濃尾用水とか揖斐川、西濃用水については、大規模用水についてはほとんどが許可水利権化されております。基本的には 10 年に 1 回の更新時に水利権審査をしておりますけれども、その審査につきましては、より一層適正に行っていきたいと考えております。

本当の渇水時に、それこそ飲む水がないというときにどうするかということですね。それにつきましては、3 - 46 ページ、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、真ん中あたり、(2) 渇水時及び異常渇水時の対応ということで、真ん中よりちょっと下あたり、行政機関と関係利水者等で構成する「木曽川水系緊急水利調整協議会」というのがございまして、平成 6 年のときにも、この協議会を通じてさまざまな対応をさせていただ

いたのですが、その中でも、特に既得利水者も含めて、こういう中で水利調整について円滑化を図っていきたいというふうに明記させていただいております。

辻本委員長 ありがとうございます。

今の御説明を受けて、この休憩後、まだ不十分なところ等ありましたら、御意見としてお伺いしたいと思います。

光岡委員 たまたま今 3 - 23 ページが出ましたので。この文章が、まず語尾が「一部を回復する。」となって、断定的に書かれておりますけれども、これは必然的にこうなるという意味の「する」なのか、意志として「させる」という意味なのか、その辺どうですか。これは水道用水、農業用水という例示になっておりますけれども、工業用水でも遊休水利権が当然にあるだろうと思いますし、そういった意味では、都市用水、農業用水という並列でもいいのではないかなというふうに思います。

この「する」という言葉が、たまたま左のページ、2 の(1)河川環境の改善のところも「維持流量の一部を回復する。」と断定してあるんですけれども、これは必然的に「なる」という意味の「する」なのか、「させる」という意志をあらわす「する」なのか、その辺を明確にしておいていただきたいと思います。

事務局(細見) 原案段階で「する」というのは、今のお話しですと「目指す」という言葉に行政は変わります。で、「する」というのは、私たちの意志を表現しています。それから、緊急オペレーションと 3 - 46 ページのところ、ここも、湯水調整協議会等により、「既得利水者を含む」という形容詞をつけてありますのは、平成 6 年のときに既得利水者は入っておられない形のところを、そこも加わっていただいた形で、湯水対策の強化を図るという形で意志をあらわしております。

辻本委員長 よろしいでしょうか。言葉はなかなか難しいですね。「図る」のか、「する」のか。「評価をする」ではない、ここは「図る」。

光岡委員 ほかの部分と多少トーンが違うような感じがするものですから、そこら辺はですね。「努める」なんていうのは、後ろの方では多分に使われておりますし、統一といたしますか、その辺整理された方がわかりやすいのではなからうかと思えます。

辻本委員長 そうですね。そういう意見はいろいろなところから出てくるかもしれませんので。

事務局(細見) 意見として、私どもいろいろふれあい懇談会とか、いろんな形の状況のもとでのワーリングをしておりますので、意見として、そういったものをまたいろいろ

よこしていただければというふうに思っています。

辻本委員長 今までのところは、御意見をいただいて、右に振れたり、左に振れたり、しょっちゅうしていたのですけれども、今回この原案で一応皆さんの意見を聞いて、最終的に調整も含めて、行政の意志も含めて、何らか統一のとれた形にさせていただくことになるんでしょうね。

あとは、ちょっと休憩を挟んで、それぞれ御意見を述べていただきたいと思います。その前に少し、もし今に引き続いて、この辺はどうなっているのかということがありましたら、それも結構でございます。少し時間をとった後、それぞれの方から御意見をお伺いしたいと思います。

じゃ、コーヒープレイクでよろしいですか。

事務局（山口） では、委員の皆様には、控え室の間に粗茶を用意してありますので、控え室にお願いいたします。傍聴の皆様には、会場後方に用意しておりますので、どうぞ御利用ください。

すみません、会場に時計がございませんので、できれば委員長に何分程度とか。

辻本委員長 15分でよろしいですか。今は39分だから、55分をめぐに、55分には座って始まっているということで。

事務局（山口） では、お願いいたします。

- 休 憩 -

辻本委員長 それでは、再開したいと思います。

先ほどいろいろ説明がございました。ただいまから、委員一人ずつから原案に対する御意見を伺うということにしたいと思いますけれども、その前にもし質問とかありましたら、よろしいでしょうか。

関口委員 質問なのかどうかわかんないですけれども、整備計画の方の原案をずっと読むとわかるんですけれども、基本方針が整備計画のバックボーンになっている、例えば治水、利水絡みだと、計画高水、それから正常流量、それから木曽川の場合は木曽成戸の方の50m<sup>3</sup>/sを維持すると。そういうことの根拠は、一応決まったというふうにして書いてあるんですけれども、これ読むと、じゃ、それはどういう根拠で決まったのということを必ず気になると思うんですね。

この中に、その根拠を書くだけのスペースはないと思うんですけれども、何を見ればそういう議論が、何に基づいてやっていますよという言及というか、そういうことをこの中

に、整備計画だから書けないと思いますけれども、じゃ、どこを見ればそれは書いてあるのという格好で書いてもらわないと、何か専門家が上からぴしゃっと「こうなんですよ」という格好で決まったということで、何か反論の余地がないような格好になるのはちょっと気になるんです。

辻本委員長 基本方針も、冊子以外に、たしか何冊かありましたね。その辺はどんなふうに計画としては出す。計画は基本方針もさらっと書いてあって、もう1つ、基本高水の決め方とか、たしか冊子がついてますね。

関口委員 僕は多分、この中に含めるのは多分スペースがないということから、それは理解できるんですけども、やっぱりどこかで、その根拠はどうやって決まったということとは、すぐ探せば、孫引きという言い方はおかしいですけども、そこへ行けば見れるという格好で。

それから、この整備計画は、今までの委員会の中でたくさんのデータを出して、それについてこういう根拠でこうなっていますよとか言ったんですけども、そのデータとか図表も、やっぱり見ようと思えば見れるという格好で、この中で言及してほしい。

辻本委員長 今まで整備計画自身はこうですけども、流域委員会の資料は全部公開されていますし、今後もそれは残っていく。議論したことも残っていくということで、今回、骨子については、議論したときに、治水目標、利水目標という目標の中で書きましたけれども、そういうものが資料として一括して今回残るのでしょうか。

基本方針には何かついていましたね。あれと同じようなものがつくられるんですか。山口さん、答えられる。

事務局（山口） 最後、整備計画ができましたら、一そろえはできますし、これまでの議論及び基本方針につきましても、私どもの整備計画のホームページの方にすべて公開しておりまして、そこから適宜印刷等もできるようになっております。

関口委員 もちろんそうだと思います。ただ、僕はこれの中に、そういうときにはそういうふうなところへ行ってみればいいですよという、そういうふうな記述をどこかで、やっぱりポイント、ポイントでしてほしいという。勝手に自分たちで探せというんじゃなくて。

辻本委員長 これは、今、多分これに書き込めというのは難しいことで、御意見として。

藤田委員 例えば目次のところに、最後に附図という格好でありましたけれども、そこにも資料一覧とか、そういったものをつけていただいて、それを見ればある程度わかると



いう、そういったような。それは一覧だけになると思います、リストだけになると思うんですけれども。

関口委員 僕もそれで結構だと思うんですよ。そういうふうな部分が欲しい。

辻本委員長 資料一覧。

関口委員 ええ。それで、それはどこへ行ったら見れるんだという格好でね。

辻本委員長 これも多分御意見で、事務方がどんなふうにするかというのは、できることとできないこととあるだろうし、いろんな手段が多分あるでしょうし、少し検討いただけたらと、ここまで言うのは、私の今職務でないんだからあれですけれども、御意見として。

関口委員 そうそう。もう2つだけ聞かせてください。

この目次を見ると、第1章、流域及び河川の現状と課題になっているから、その現状と課題を読めば、どういう視点から、どういうバックグラウンドから、この整備計画がつけられたのだということは、読み取れといえれば読み取れますけれども、こういう報告書、よその流域委員会もそうなのかわからないけれども、やっぱり第1章の初めに、この全体の整備計画の方針の、この前だれが言われましたね。フィロソフィーと言ったらおかしいが、なぜ今、どういう方針で、そういうふうな「はじめに」という言い方はおかしいけれども、それがあってもいいんじゃないかなという感じと、もうひとつは、これはだれに対する、だれが見るのかということ考えたときもそうなんですけれども、やっぱりいろんな重要な正常流量、制限流量というふうな言葉の索引みたいな、キーワードがやっぱりないと、特別専門家だけが読むわけじゃないと思うので。

辻本委員長 そうですね。これから、いわゆる原案提示というところでは、そういうサービスというのが多分必要なんだということですね。それから、整備計画にどういうふうに思いを伝えるかというのはなかなか難しく、ほかの流域委員会でも前文をつけてくれとか、いろいろ言ったときがあったんですけれども、私が関与したやつでもあったんですけれども、なかなかこの様式が変わらないというのも、原案に対する意見としてたくさん出てくると動かざるを得ないと思います。

この流域委員会で議論した思いを前文につけてくれというのは、別の川で言ったんですけれども、結局実現しませんでした。ぜひそういうものが、そういう意見がたくさん出てくるような状況をつくらないと、なかなか難しいと思いますけれども。

事務局（浅野） 前回の流域のときに言われたんですが、やっぱり一般の方々にわかり

やすくということで、これ自体は、法律に基づいた計画、いわゆる行政文書なものですから、これはちょっと難しいので、これをさらに解説するような冊子をつくりたいと。その中で、今言われたようないろいろなことを盛り込むような形をちょっと工夫したいというふうに思います。そんなことでよろしいですか。

小出委員 それぜひやってほしいのは、例えば裁判所の判決でも、骨子と要旨と全文と出るんです。それで、一般の人というのは、判決の骨子さえ記憶すれば、こういう中身だとわかるような。それで、その次に興味ある人は要旨を読みます。それから、本当に法律大好き人間は全文読むわけです。これが全文だとしたら、骨子と要旨とか、それぞれ関心の度合いが違うもんだから、裁判所みたいなかた苦しい例で、お役所でも骨子と要旨と全文というふうに3種類出すというので、ぜひそのくらい、3段階くらいで出していただけると、文書は短ければ短いほど理解されるし、広がりますから、学術論文とはちょっと違う観点でつくっていただきたいです。

岡山委員 すみません、関連して、後にしようと思っていたのですが、最近の例えば白書なども、よくそういう形式をとっているんですね。これWEBで今出してますよね。そうすると、中のところで、先ほど資料というのがあったんですけども、これに関して、その算出方法であるとか、資料の部分が大体青字になっていて、そこをクリックすると、そっちへ飛ぶようになっているんですよ。そういう部分、WEB上の工夫は幾らでも今は可能ではないかなと思いますので、それで大体かなり整理できると思う。

あと、用語解説は、私も必要だと思います。

辻本委員長 この辺は、流域委員のそれぞれの意見というよりも、流域委員会が前回で終わったわけではなくて、今後どうするかということもある中で、どんなふうに進めていけるのかということに対して、皆さん多分興味を持っておられますので、今の話は流域委員会として、ぜひ意見を聞かれる中で、皆さん共通の意見だと思いますので、わかりやすい表現とか、すべてが見える仕組みというのをつくっていただくということをお願いしたいと思います。

それではどうでしょうか。宮池委員からこっちへ回ってきていただきましょうか。

宮池委員 一番バッテリーということなのかもしれませんが、全体は読まさせていただきました。それで、例えば3-1ページに、第3章という頭書きがありまして、河川の整備の実施に関する事項ということで、これは前もちょっと発言させていただいたんですけども、普通プロジェクトをやるときには、これは30年ぐらいのスケールでやっていけると。

どこからどう手をつけて、いつごろになったらどの程度になるんだというようなことが、普通の世間では大体考えて展開していく。

ところが、お話を聞いておりますと、やはり予算でやっていくんだというような、いろいろと都合があって、これはなかなか難しいというお話も承りました。その辺のところを最大限努力して、今の第3章の一番頭書きの下の3行あたりがそういうようなことをおっしゃっておられるんだろうと思います。

これはこれで私も理解いたしましたのですが、これ以上のことはなかなか書きづらいということなんだろうと思いますので、あとは、これから事業を展開されていかれるプロセスで、今ここまでこんなことができたんだと、あるいは、近々はこの程度までいくんだというようなことが、みんなの情報としてつかめるような、そういうようなことが何かあれば、この地域に住んでおられる住民であるとか、あるいは企業としてそこへ進出しようとかいう人たちにとっても、非常に有効なものになるのではないかと。そんな思いがいたしますので、そんな情報提供ということをお考えいただければいいんじゃないかなと思います。

それから、あと2つ目は、3-18ページのところに(3)地震対策の推進がございます。それで、ここの記述は非常に淡白な表現になっておりまして、それに比べて、前の、例えば水位低下対策でありますとか、堤防の強化といったところが、どこの地点をどうするんだということは、るる表で示してございますが、地震対策のところについては、前の御説明を聞いておりますと、まだこれから調査して、いろいろと断面を決めて、設計していくんだというようなお話があったかに記憶しておりますけれども、であれば、まだそういうことをこれからやっていくんだということを、ここにちょっと付記しておかれた方が。前も見てみますと、さっき遊水地の話が出ておりましたが、遊水地のところも、こんなことをやっていくんだということが少し書いてあったかと思いますが、その並びで考えても、そちらの方が、遊水地は3-7ページののところに、一番最後に「遊水地等の位置・諸元等の詳細については今後検討していく」というようなことがお書きになっておりますけれども、そんなところをちょっと言っておいた方が、何かバランス上よろしいのではないかと、そんなような思いがあります。

以上でございます。

辻本委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか、事務局は、私の方から再度申しませんで、事務局の方で。

それでは、藤田委員、お願いします。

藤田委員 なかなか考えがまとまらなくて申しわけないんですけども、一応目標を定められて、戦後といいますか、60年間ぐらいの中で、最大規模の洪水については何とかしていこうというような治水的な目標になっているということ。一方で、環境を含めた流水の正常な機能といったことであれば、流量はきちっと示されているということになってくるわけですが、先ほど整備基本方針の話もありましたけれども、基本方針の方が、基準地点、ポイントで決められているのに対して、この整備計画の方は、現実その間を埋めるといいますか、管理区間全体あるいは管理区間外でも関連のあるところは全部カバーしながら見ていくという書き方になっていて、この中で、実際にいろんな、どの場所でどういうことをやりますということを書かれていて、それを個別に1つずつ議論していくという時間は当然ないわけですし、それについては、関係行政機関と十分、今後も、これまでも詰められてこられていることになっていて、バックボーンとしては、恐らくこれまでに蓄積された地元からのいろんな要望とか、そういったものが、そういったあたりに反映されているのではないかなというふうに感じているところです。

そういったところをここでまとめられて、今後30年間でどういうことをやっていくか。順番については、恐らく治水的な面であれば、割と明確に非常に厳しい場所とか、そういったところは基本的には優先的になるんだらうと思いますし、当然地元としっかりした協議等はして具体的に詰められていくわけですから、そういったところが整えば、また早く進む場合もあるだらうというふうに見えるわけです。

総じて非常に妥当なものになっているのではないかなと思われませんが、前回にも遊水地のことについて、今現状から見てそうかなと思いながら、もう少し平地をできるだけ助けるような、そういったものも最近の技術的な動向、例えば底部開放型のダムといいますか、新しい遊水地といいますか、そういったようなものも現実に計画に移されているところがありますので、そういったものを加えながら、できるだけいいものにチャレンジできる。今後検討していくということが書かれていますので、そういった点も含めてやっていただけるのではないかなというふうに感じている次第です。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続いて、寺本委員、お願いします。

寺本委員 私自身いろいろわからない点も委員会の中で、例えば異常渇水対策は必要なのかとか、いろいろお話を聞いて、自分なりに納得したつもりですけども、そ

こら辺、新しい課題とか、そういうところにも書かれています。わかりやすく伝わるように、今このままで伝わらないかどうかはあれなんですけれども、よりわかりやすい表現で、一般の方も理解しやすいように、価値観というのか、求めるものというのがはっきりするような書き方に努めていただければと思います。

あと、ちょっと細かい点なんですけれども、3 - 21 ページですけれども、ここは治水のところで、被害を最小化するための取り組みというところで、最後の3行に「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し」とか書いてあるんですが、あと「総合的な治水対策を関係機関と連携・調整する」というようなところで、従来から言われているように、プラスアルファの効果ではあっても、流域の保水機能とか遊水機能というのは守られなければいけない。例えば、森林も保全に努めなければいけないというのはよく言われるものなんですけれども、それは治水だけに限らず、利水とか環境面でも言えることだと思うんですね。

特に治水で大事だからということで、ここに書かれたかとは思うんですけれども、そういった流域一体としてこの河川を考えるんだというのは、もっと全体に来てもいいかなという気がちょっとしました。

以上です。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続いて、重網委員、お願いします。

重網委員 岐阜県に恵那市がございますけれども、あそこは3つの川の流域なんですよ。1つは木曾川、1つは庄内川、1つは矢作川です。この庄内川というのは、非常に木曾川と関連のあるところで、特に上流は東濃用水というのが来ておりまして、中津川、恵那、土岐、瑞浪、多治見も使っているわけですね。そして、現にあそこは、東海環状道路が開通してからたくさん工場が出まして、非常に水不足になっているわけですね。でも、新丸山ダムから水は水利権の制約があって、今のところ取れません。だから、どうして水を確保したらいいのか。やはり庄内川と木曾三川の方と関連づけながら、これから水行政をやっているかないといかんと思うわけですね。

私は庄内川の流域委員会がどんなふうに行っているか知りませんが、やはり水系が違うからといって、委員会が、もちろん別々にあるのは当然あるんですけれども、総合的な協力関係というのか、そういうものがやはりこれから考えていくべきじゃないかと思えますね。

特に名古屋市の堀川の浄化問題は、庄内川と木曽川と皆関連してくるわけですね。前に木曽川導水というのがありました。これは計画がだめになりましたけれども、やはり庄内川との連携を特にこれからどうするかということを考えていかないと、私たちの流域の委員会だけじゃなくて、やはりほかの川の流域のことも考えてやっていかないと、何か自分のところだけ見守っておればいいというような行政はこれからだめだと思いますから、その点よろしくお願ひしたいと思います。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続き、小出委員、お願ひします。

小出委員 私もまだ全文細かく読んでないもんですから、正確に批評する立場にないんですけども、ただ、川については私は全く素人で、新聞記者というのは素人の代表なものですから、素人の目で見ただけです。

まず、先ほども議論出ましたけれども、なるべく短く、わかりやすい文をつくらせていただきたい。それから、文章表現上でも、これまでの行政文書としては非常にわかりやすい文章にはなっていると思うんですが、3 - 25 ページの河川環境の整備と保全に関する事項というのでも、最初の1の第1行目でも、「失われた又は劣化した環境」という、こういう表現は日本語にはないんですね。「失われたり、劣化した環境」とか。これはまさに英語族の翻訳調だと思うんですけども。それから、「多自然川づくり」とか「多様な自然の川づくり」とかいう、もうちょっとこなれた日本語の方が僕は、せっかく全体としてはある意味かなりこなれた文章になっていると思うんですけども、時々こういうこなれの悪い言葉がぱらぱら入っていますので、なるべく外国語翻訳調じゃなくて日本語、せっかく日本の風土の問題を論じているわけですから、なるべく日本の風土に適した日本語らしい表現をお願ひしたいというのが第1です。

それから、第2は、この方式というのは、まさに政策決定過程にどう世論を組み入れて、世論の側からインパクトを与えていくかという点では、僕は非常に形としてはすごくいいことで、ただ、これで非常に問題なのは、えてして政策決定というのは、長い目で決められる。例えば、パリのシャンゼリゼをつくったのはナポレオン三世がつくったんですけども、当時あんなばかどかい道路は、世論から言ったら、要るわけねえだろうというのがあったんです。でも、現在たってみると、シャンゼリゼは、あれで狭過ぎるぐらいになっている。そういう公共投資とか政治的決定というのは、まさにそう。現在の世論とぶつかりながら、それでも遠い将来を見越すという意味決定が入る。それから、世論というのは、

どちらかという近視眼的で、現在そんなもの必要かというのでぶつかるわけですね。だから、この調和をどういうふうにとっていくかというのは、まさに議論の回数だし。

それから、議論なくて決めるのは単なる多数決ですけれども、議論を尽くして決めるのは多数少数決といいまして、少数も加わった結果という点で、これが詳細に僕はどういうふうになっているか、途中で僕は東京転勤になっちゃったものですから欠席がすごく多くて、まことに申しわけないんですけれども。これまでの議論のプロセスの中身、回数で多数少数決になって、この結果が出たというんだとしたら、僕はすばらしいものではないかという感じがします。

そういう点で、どうしても世論を組み入れると、近視眼的なものが絶対出るわけですね。これは毎日の毎日の生活に追われるのが世論ですから。それでも、政治的決定というのは何十年先まで考えないかんというので、今は不要でも、何十年かたって、シャンゼリゼはちょっと狭いぐらいだというものですから、それは仕方がないですね。この調和は、多数少数決になり得るかどうかというので、これが多分そういうふうになっているんだろうというふうに私は思っています。

それから、3番目は、何だかんだとって、私たちは神様じゃないですから、必ず間違いを犯すんです。この手の政策決定というのは、簡単に言うと、進軍ラッパはばかでも吹けるけれども、撤退の旗は、ばかじゃ振れないんです。神様じゃない私たちというか、人間が決めたことが、時代の情勢とか、さまざまな状況変化によって、撤退した方がいいという結論が出る時だってあるわけです。というときに、撤退の余地というのが、果たしてこの文面の中にどの程度まで入っているかどうかというのは調べてみないとわからないんですけれども、やっぱり我々は完全ではないという前提で、あまり細かく決めちゃうと撤退できないですね。決まっているじゃないかと。

だから、やっぱり戦争をやると、いつでも連合軍が勝つというのは、作戦を決めてから現場とずれるわけですね。そうすると、連合軍は寄り合いの参謀だから、変えろと言うわけですよ。ジグザグなんですよ、連合軍の作戦。最後はストライクゾーンに当たるけれども、でも、帝国陸軍方式というのは、一たん決めると、不退転の決意で行けと、ぱっとやって玉砕するんだけど、なるべく連合軍の論理といいますか、撤退の余地が、もし文面上、組み入れられるならば、若干入れといた方が、国家に対して真実な姿勢ではないかという感じがします。

これはまだ全文詳しく見てないので、私はわかりませんが、もし撤退の余地が一

切ないとする、このまま突っ走るわけですから、でも、決して我々は神様じゃないですから、必ず間違いが入っていると思います。という点で、将来に対する責任を担保するという点でも、若干撤退の余地というのがあればいいなという感じがします。

それからもう 1 つ、ざっとした感じでは、ほとんど水については、サプライヤーの論理なんですね。供給する側の論理ばかりで、水でもやっぱりユーザーというのが非常に大きい。それで、簡単に言うと、人間が生存するための必要な水の量というのは 2.5 リットルと僕は習ったんですけれども、でも、現在愛知県民の利用する水の量は 250 リットルらしいですから、1 日当たり。大体 100 倍ぐらい余分に、生存で必要とする水の 100 倍ぐらい使っているわけですね。それを前提にしてサプライヤーの論理を組み立てざるを得ないんでしょうけれども、でも、この水ぶくれ社会のユーザーの側からの何かがあるといいなという感じがします。これは別にこの計画書の中になくてもいいんですけれども、これからの行政の進め方としても、もうちょっとそれがあってもいいのではないかなという感じがします。

それから最後に、先ほどもコーヒーブレイクのときに言ったんですけれども、みんなで一生懸命考えて決めるというのはすばらしいことなんですけれども、みんなで決めるということは、だれも責任をとらないことに、往々にしてつながりますので、なるべく責任の所在というのは、きっちり明確化して進めていきたいという感じがいたします。

以上です。

辻本委員長 どうもありがとうございました。

引き続いて、松尾副委員長。

松尾副委員長 まず全体としては、木曾三川の歴史、治水、利水にかかわる歴史とか、木曾三川の特徴を踏まえて、その課題に対しての答えを比較的明確に書かれているというふうに思っております。

本来なら、このステージに来る前に、私、意見を申し上げておかなければいけなかったんでしょうけれども、ちょっと私も欠席しておりましたので、文章の中で少し気になる点を幾つか指摘させていただきたいと思います。

1 つが、3 - 18 ページの内水対策のところ、下から 4 行目、「流域内における土地利用規制や」というのがあります。最後「行う。」となっている。先ほどの話ですと、こういう表現は意志をあらわすということですから、土地利用規制を行うというふうにとっていいのかどうか非常に気になるところでございます。それがまず第 1 点です。



それから、これはぜひ直してほしいんですが、3 - 33 ページの汽水域、緩流域の水質保全のところ、下から3行目、「モニタリングの継続実施」とありますが、その前に「そのメカニズムを把握するため、モニタリングを継続」。現在行っているモニタリングは、メカニズムを把握するためのモニタリングではないと思います。メカニズムを把握するための調査というのは、また全然別個の調査になると思うんです。そういう面では、このメカニズムを把握するためじゃなくて、これはあくまでも今起きている現象を把握するためのモニタリングだと思うんですね、今行われているモニタリングは。ですから、そのメカニズムを把握するんじゃなくて、いわゆる現象そのものを把握するためのモニタリングだということ、これはぜひ直していただきたいと思います。

それから、あと3 - 44 ページになりますが、ダム貯水池の維持管理のところ、上から5行目、「選択取水設備、汚濁防止フェンス、曝気循環設備を設置し」とありますが、ここに「等」を入れていただければなと思うんです。それだけしかしないのかと、それ以外も考えられるだろうと思いますし、もう1つさらに言えば、それらを設置しても、適切な運用をしなければ効果がありません。

したがって、「設置し、」の後に、「その適切な運用を図ることにより」というふうなものも入れていただいた方がいいのではないかと思います。ただ、汚濁防止フェンスにしても、特に選択取水なんかそうなんですが、そういうものを設置しても、それを適切に運用することによって初めて効果を得られるわけです。ですから、それも含めて、やはり今後そういった検討を進めていただきたいと思います。ですから、ただ設置するだけでなく、それを適切に運用するということが重要だろうというふうに思います。

それからもう1点は、3 - 46 ページの(1)適正な流水管理や水利用の一番最後のところなんですが、ここがちょっとわかりにくいんですね。「木曽川水系連絡導水路による新規利水の導水については、導水先の河川環境との関係に配慮して行う」と。何の関係に配慮して行うのかというところが、関係に配慮して行うという。もう少し具体的な記述ができないもんかなというふうに感じました。

本来であれば、この第1ステージに来る前に申し上げて、検討していただかなければいけなかったことだろうと思うんですけども、私もちょっと欠席していて申しわけなかったものですから、今見させていただいて気になった部分を申し上げました。

以上でございます。

辻本委員長 幾つか見落としはあると思います。今日だけが流域委員の先生方にそうい

った点を聞いているところではありませんので、これから、後から述べられます住民に対する意見聴取、そのほかがございます。その期間中、いつでもまた細かいところ、本文をぜひ読んでいただいて、おかしなところは御指摘いただけたらと思います。

それでは、岡山委員、お願いできますか。

岡山委員 大体ほかの先生方の繰り返しになるんですけども、やはり三宅委員と同じように、ずっと前々から気になっていたのは、この計画のスケジュールですよね。何しろ一番最初の目標のところも「おおむね30年」として、「30年」と明記しないところからして、非常にほかの行政計画と大分違うのかなというのがあるんです。例えば本来、本来かどうか知りませんが、普通は15年なら15年の中期の計画があり、それは7年で見直しをしますとか、5年置きに見直しをします。見直し期間があり、しかも、ここには本当に多分100を超える施策がわっと列記されていて、その施策を1個1個全部番号を振ってあげたときに、そこには必ず、例えば、着手する予定年度みたいな形の着手スケジュールみたいなものが列記されることも、ここ最近多いと思うんですけども、それさえないわけです。

それは非常に難しいのはわかるんですけども、前回のときのように、堤防はここまで細かく決まって、これは継続だからなのかもしれないんですけども、すごくテンション熱いんですよね。それに対して、先ほどの地震対策といきなり数行で終わってしまうというように、このテンションの差。

それから、もう少し気になるのは、例えば非常に明確に括弧づけで、何とかか何とか協議会とか、何とかか何とか委員会を設置し、と書いたのもあるんですが、そういうところもあれば、住民と協力しとか、パートナーシップを確立しという書き方で終わっているところも多々あるんです。そのバランスが、そのまま例えばプライオリティに読めてしまうというので、地震対策はそんなにおざなりでいいのというふうな印象を受けてしまうことがあるので、もしできるのであれば、目標ですから、予定は未定なので、この辺から始めますみたいなものが、もしあるのであれば、それはきちんと出した方が多分理解されやすいのではないかというふうに思います。

委員会を立ち上げるなんて、明日からでもできそうだというふうに思う人も多いと思うんですよ。そういう計画スケジュールがもしできるのであれば、あるいは施策スケジュールはこのプランではやらない、次の施策のある意味で事業のスケジュールでやるんだということであれば、それを逆にちゃんと明記すべきだと思います。

同じことで、結局前回もあったんですが、遊水地も、その予定地というのは、ここでは明記しないのであれば、それはおいおいこの辺でというのが逆にあって、特に関係者の方々には理解されやすいのではないかなというふうに思います。

あとは、意見というより感想みたいなものなんですけれども、別に私は政治家でも何でもないので、意思決定にかかわろうという気はさらさらなくて、ここに座って、好き勝手なことを言ってきたんですけれども、やはりずっとかかわって、自分もかなり勉強して、流域も見せてもらって、大分自分自身が知ったことによって愛着がわくというのは当然あると思うんです。そうなってきたときに、この計画が世に出て、来年から始めますといったときに、いきなりその一つ一つの事業に対して、例えば裁判が起こるような事態になるのは、やはり避けたいというか、そういう計画であってはいないようにしたいなというふうに心から思うんです。

ですから、これから先は、せっかくできてきた事業について、一つ一つ、そういう齟齬がないように、誤解がないようにという出し方の工夫というものを入念にしていきたいなと思います。

以上です。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続いて、小尻委員、お願いします。

小尻委員 幾つかの意見を出させていただきます。

1 つは、この構成というか、こういう報告書あるいは案というのが、私の目から見ると、できるだけシステマティックに出してもらっていると非常にわかりやすいとは思っています。その意味としては、当初は異常とか超過というのが比較的后ろの方からスタートした。今回は案外前から、こういうふうにしたんだという格好になってきたので、全体の流れがわかりやすくなってきた。

ただ、その上で、じゃ、それからどういうふうな対策に持っていくかというのが次の課題で、何かまだそこがちょっとわかりにくいのかなというところがあります。ただ、流れとしては、よくわかるようになってきたと。

それから、私の自己反省もあるんですけれども、どうも評論家的に言うところが時々あって、自分がよく知らないのに、単なる一般者と同じような疑問で聞いていたのは反省しています。

ただ、その中で、相互作用の検証とか、いろんな工事が起こったらどうしようかという

ような問題があって、これはまさに、我々が専門家としてサディクションを与えないといけないところだったと。ひょっとしたら十分にできてないところがあったのに関しては反省しています。ただ、私の主張としては、これだけ今技術が発展してきたのに、各流域でできるだけ詳細なモデルを持って欲しいと。それは単に 1 年でできるんじゃないしに、研究室でも 3 年、5 年とかかりますから、長期の計画になります。何かそういうふうな計画を持ってもらって、単なる貯留関数法のより集めでやっているのではなしに、詳細なモデルでその流域を把握して行って、そして川の 365 日、それを 5 年～10 年。現在、温暖化の方の研究では、過去の条件と、今後 50 年後ぐらい、2050 年ぐらいの条件、2100 年ぐらいの条件と、大体その辺で検討しています。

そういうところを把握できれば、先ほど三宅委員が言っておられたダムが空っぽになるのは、どれぐらいの頻度で起こるのかとか、単なる統計の延長じゃなしに、雨自身の変動も含めて把握できるのではないかと。これは私の責任でもあって、期待するところでもあります。

次は、水質というのが、何となく環境の一部でぽっと入れられてて、よく最近言われている環境ホルモンとか、いろんな工場から、あるいは生活から、先ほども恵那の方ではいろんな河川が引っついてくるとかいう話もありますけれども、そういう特徴が、ひょっとしたら今後起こる問題なんかも、また、我々からもっと出すべきだったかなという気はしています。そういう意味で、専門家としてもっと考えるところがあったのかなと。

ちょっと今のことでついでに言いますと、水の使用が 2.5 リットルから 250 リットルに増えているというのは、やはり我々も快適な生活がしたい。ウォシュレットのように、ああいうのはもう逃げれないというのを、この生活をどうするかという、結局、皆さんで流域を考えてもらわないといけないというのが最大の問題で、こういういろんなところで意見を集められたり、どういうふうにしたいかというのをやってもらったというのは、非常によかったかと思います。

最後にですけれども、世界で見ると、中国の長江からの水の極端な移動とか、インドで大きなナルマダ川というのは、ものすごいダムをつくっています。300 個ぐらいこれからつくるとかですね。水というのが社会のベースになるということで、極端なことを世界中でやっています。だから、1 つの過当競争になったり、非常にコンフリクトが発生するところで、まだまだ政策としてどういうふうにしたらいいかというのが我々検討しているところです。できれば日本が、どういう格好になって、どういうふうな生活が快適かというサン

プルになってくれれば非常にありがたいし、こういう意見の積み重ね、あるいはその中でいい形をとっていけるという、将来を見越した形に持っていったらもらえることを期待しています。

以上です。

辻本委員長 ありがとうございます。

では、続いて関口委員、お願いします。

関口委員 僕は先ほど、この目次のところを見ながら、はじめにというか、整備計画のバックグラウンドとか、考え方の基本方針というのは表明すべきじゃないかと言ったのは、実は治水なんかも絡んでそうですけれども、我々の生活環境とか、特に日本なんかはそうだと思うんですけども、ほとんど自然災害と言いながら、昔に比べてかなりいろんなことをやっているのに、災害は一向に減らないという傾向があるということを考えちゃうと、基本的に自然災害というか、社会災害という言い方は悪いけれども、我々の生活の変化と絡んだ災害だということを考えちゃうと、いつまでもダムとか、そういうふうなハードでくぐり抜けるという方針は難しいということは、みんな薄々感じていると思うんですね。

それからもう 1 つは、土木工学が発達して、いろんな科学的な知見が相当増えてきましたけれども、いずれにしても、何かやろうとすると、科学的な究明を待っていたのではとても間に合わないの、そうすると、どこかで予防措置みたいな格好でせざるを得ない。そのところの認識と、それからこの 30 年ぐらいのスケールを考えちゃうと、30 年先、今考えているように、そのままなるとは当然考えられないので、そうすると、先ほどどなたかが言ったように、やっぱり 5 年内、10 年以内に、その時点、時点でもう一遍再評価して、もう一遍修正するというふうな、そういうふうなことがきちんこの中に書かれてもいいんじゃないかという、そうじゃないと。

それからもう 1 つは、いろんなメニューを挙げていますけれども、当然これは一遍にできないわけで、予算との絡み、いろいろなことがあって同時にできませんから、必ず優先順位をつけてやりますよということの根拠も、例えば先ほど 3 - 1 ページで、河川の整備の実施に関する事項で、そのところの最初のところに書いてあるとおり、もうちょっと、念を押すと言ったら悪いんですけども、書いてほしいということ。

それからもう 1 つ、心残りは、関係者がいるから言いにくいんですけども、やっぱり木曾三川の場合の流量に対して、特に渇水期とか、そういうことに対して、利水、特に農業利水とかの問題はものすごく大きいと思うんですね。だけど、いろいろな事情があった

んでしょうけれども、割と議論があまり展開されてこなかった。工場用水なんていえば、もう2度3度使って、どんどんいくというような格好になっていると思うんだけど、この地域で農業形態の面積が変わっていないのに、利水の実績が変わっていないというのはおかしいという話が一時出たことがあったんですけども、それでもやっぱり農業の形態が変わってきてどうのこうのという話になったと思うんだけど。

そうすると、例えば、ここの3-23ページで水利用の合理化と書いていますけれども、「水利用の合理化を進める」と書いてある1行ですけども、水利用の合理化を具体的に言うと、例えば、先ほどの平成6年のときの水の利用のやりとり、いろいろ難しい問題があったんですけども、ある程度できたとか、そういうような問題と、それから利水の、単に許認可権を見直すとか、そういうことだけじゃないと思うんです。何かもうちょっと、全体を見ちゃうと、木曾三川の中で利水の問題は大きい割には、ちょっと議論少なかったんじゃないかな。

それから、特に農業利水とか、いろんなことを考えちゃうと、合理化というふうに一言で片づけないで、もうちょっとどういう点で問題点があってということ、ちょっと踏み込んでよかったんじゃないかなという印象を持っています。

あとは、冒頭で言ったので、もう結構です。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続き、平野委員、お願いします。

平野委員 私も春先からこの委員会の席を皆さんと一緒にさせていただきまして、私71歳になるんですけども、今日まで、河口といいますか、下流部のところで生まれ育って、「井の中のかわず」といいますか、あまり世間知らずということでございますが、今回の流域委員会の中で論議していただきました。いろいろなことはともかくとして、やっぱり水というのは、21世紀の一番世界で、今までは、20世紀は石油の戦争であったが、21世紀は水争いの世紀だと言って、盛んに学者の皆さん方言われますが、大変このところで大事な資源であろうと思います。

昭和の終わりから平成の初めにかけて、私どものところで長良川河口堰事業が行われました。決して地元から要請して、河口堰をつくっていただきたいという願いをしたわけではないんですが、国の政策の中で、地元としてはどう受け入れたらいいんだろうということで、日々皆さんと論議をさせていただいたわけでございますけれども、やはりこの木曾三川、豊富な水の量がございますが、水利用といいますか、そんなことが最近特に多く

なってまいりました。

私も土地改良区の理事長をさせていただいております、農業の方に関係をさせていただいておりますが、昔は、皆さん御存じのように、この利用水といいますか、流域のあれは、ほとんどは農業の水でございましたが、近年、このような都市用水あるいはまた工業用水等が取られるようになりました。当然水利権等、お金も出してその権利をお買いになったということでございますが、この河口地域といいますと、河川だけではないんですね。伊勢湾という海がございます、伊勢湾再生といいますか、そんなことも論議されておるようでございますけれども、私、名古屋港のところの藤前干潟でも、あのようなごみの処理場をつくる、つくらないというような喧々諤々論議をされて、干潟が残ってありがたかったなど。やっぱり干潟というのは、それなりに浄化をして、伊勢湾へ水を流下させていただくということで、皆さんのお考えとはちょっと違うかわかりませんが、我々伊勢湾の方でいろいろな漁業等も操業しておりますと、ヤマトシジミだけではないということで、いろんなそのような生態系を変えらるというようなことがございまして、平成6年のときの濁水の時には、馬飼といいますか、成戸の堰のところではタコがとれたというようなことがございまして、塩分が遡上して。

そんなこともございますので、どうぞひとつその辺のところも理解をしていただき、農水といえども、今はパイプライン化しまして、今までのようなかけ流しというようなことはございません。必要量だけ出したらバルブを閉めるというようなことの使用もしております、相当お金もかけて、そのような努力もさせていただいておりますので、農水が多いというようなことではございません。農水が、昔のことを思いますと、大変少ない量という。しるかき時分から夏場にかけては水が要りますけれども、あとはもうほとんど水は要りませんので、その辺のところも踏まえて、うまく調整をしていただければありがたいかなと思っております。

どうぞ御理解をいただきたいと思うわけでございますし、導水事業に絡めて、長良川から木曾川への背割り堤のところから木曾川へ流すということが本決まりのようでございますが、やはりその生態系というのが大きく変わろうと、私はそう思います。皆さんはそうじゃないんだと。木曾三川、同じような水質で同じような汚れ方をしているんでということでございますが、やはり揖斐川の水、長良川の水、木曾川の水というのは、それぞれがそれぞれ特色あった水でございますので、これからもどうぞひとつ、それら事業が始まりまして、それらにすむ生態系等も十二分にモニタリングといいますか、調査を

していただきまして、もし異変が起きたら止めるというぐらいの努力もしていただきたいな、そんな思いをさせていただいた昨今でございます。

どうぞひとつ、私の方がこのような席を汚すというようなことは、ちょっと皆様方の中へ入れていただくということはおこがましいことではございましたが、今日まで春先から論議をさせていただきました。河口地区のところを、下流地区で住んでいる者の意見としてお聞きとどめをいただきたいと、そのように思います。そんなことではございます。よろしくお願いたします。

辻本委員長 ありがとうございます。

引き続いて、光岡委員、お願いします。

光岡委員 文章につきましては、先ほど申しましたので、ここではやめておきますが、実は宮池委員が先ほどおっしゃられました地震の問題ですね。この地域、明治の濃尾地震からたびたび大きな地震を経験しておりまして、構造物につきましては、それぞれで記載をされておりますけれども、要は、内水排除にかかわります地区内の地盤沈下、地震による地盤沈下の問題です。この辺、湧水による地盤沈下は記載がございますけれども、どこかで触れておく必要があるのではなかろうかなというふうに感じております。

特に沿革あたりのところででも必要な項目ではなかろうかなと。これを受けて、起きた場合の内水排除をどうするんだ。最初のこの委員会では、ハザードマップの議論もたびたび出ておりましたけれども、そういった視点も、地域の防災の根幹である整備計画ですので、ぜひこういった切り口もして、どっかに取り込んでいただけたらというふうに思います。

辻本委員長 ありがとうございます。

三宅委員、お願いします。

三宅委員 しんがりになりましたけれども、明治へと時代が変わり、木曾三川をいじったのは、オランダの水利工師ヨハネス・デ・レーケ。その前にファン・ドールンとかが皆見に来て案を練るんですけれども、明治20年からかかって、45年に一応仕上がるんですけれども、そのときにあまりのうれしさに、今も岐阜県の県庁の資料に残っておりますが、「ああ、ローマは1日にして成らず」と書いているんですね。そして、るるとして、苦労したことが書き込まれているんですけれども、それが公式文書なんです。今はそんなこと書いて、ここに「ああ、ローマは1日にして成らず」なんて書いたら、一遍に委員会で、こんなものだめだ、感情的だとか何とかで消されちゃいますけれども、なぜ「ローマは1日



して成らず」って、県の議員はため息とともに喜びを言ったかといいますと、工事中の20年間の間に大洪水が何遍も起こっているんですね。それで、同じ場所がやられている。

それから、その後に、さっきもお話が出ました明治24年でしたか、濃尾大震災、これは写真で見てもわかるように、堤防が縦に切れているんですね。ずたずたに切れている。そういうのも、地震が起こったときにはどういう切れ方をして、何日くらいもって、後がどうなったかというの、やはり技術者はそういう勉強もする必要があるのではないかと思います。

ただ、今はいろんな重機が発達しておりますから、昔とは堤防の強さも違うと。それは堤防の高さも違ってきておりますが、こうして立派なこの整備計画を、30年のやつをつかって、私はとても感慨無量なところがあるんですが、それをどのくらい実行できるか。やはり組織で、昔は建設省、今は国交省ですけども、組織で動いてみえますので、自分の思うとおりにならない場面もあるでしょうが、やはりどなたかがおっしゃっていたように、決まっただけでも、現場で状況が変わってきたんだというときには、やはり現場の人が英断を持って、それをやらなきゃならないという英断が、私は技術者としては必要ではなからうかと。何ぼ立派なこんなビジョンをつくりましても、やはり実行しなければ何もならないわけで、そして、この間、ふれあい懇談会の資料を見て、意見述べましたが、私は最近では住民の意見は利水とか環境に意識がものすごくあるのかなと思っていたら、治水がやはり一番多かったですね。治水をいまだに求めているということは、流域住民は今も危険を感じているわけですね。

そういうところをやっぱり感じて頂きたい。デ・レーケは利水を全然やっていません。計画を一たん決めたら、なかなか変えないというのが、大体省庁の体質で、堤防もそうなんです。コンクリートを積み重ねて、おぼれた少年が、そこに草1本あれば、草でもつかんで命が助かる場所を、つかむ草もなくて川へ流されていったというかわいそうな話もたくさんあります。それを今は本当にそういうことを考えて、護岸の上に粘土の土をまいて、そしていろんな植物を、何か松はいけないそうですね。ほかの植物を植えてつくってみえる。あれは私も7年目に見ましたけれども、その出来上がった環境に感慨深いものがありました。

ああいうものは、別に書類も何も書いてなくても、やはり地元の要望もありますし、技術者そのものがそういう意識を持ってやっていけば、決まったことだけをやっていくのではなくて、決まったことは、理想ですよ。30年というのは長く、本当に30年の今と、

30年後どうなっているか、温暖化の今は検討もつかない状態です。

明治改修から100年たっておりますが、あまりそうそう変わらなかったけれども、これからの30年間というのはものすごい、さっきも言いましたように、雨が降らなかつたり、降ったり、降るときはめちゃくちゃに降ったり、夏は41.9度になつたりとか、そういうことで土木は自然相手の技術ですから、いろんな現場でどんなことが起こるか分からない。それを現場で処理するだけの技術と、それから男の意地と思想と、私は小説家ですから、そういう言葉を使いますが、男の意地と思想と信念を持って活躍していただきたい。

明治時代でも、デ・レーケを案内しますときに、土地の庄屋さんが全部案内して、ここが一番水が出るんだとか、お昼は自分のところで御飯を出したり、いろいろなことをして協力してみえますね。だから、今そのふれあい懇談会で聞いているということは、同じ姿勢だと思えます。住民はこの委員会に参加できないという不満があるようですが、そんなことないです。ふれあい懇談会で言えばいいんです。それをふれあい懇談会で言わずに、こちらばかりに言われても、それはちょっと筋が違うんじゃないかという気がしています。

住民の意見も大切です。だから、そのこのところの兼ね合いですね。兼ね合いを立派な信念を持ってやっていく。これは本当に私の理想論ですが、やっていただきたいなと思いつながら、いつも座っております。

辻本委員長 ありがとうございます。

今回は、流域委員が意見を述べるという役割を担っていたので、こんなふうに行っていました。私も流域委員の1人ですので、1つ意見を述べますと、議論している最中では、骨子というところ、目標とかを議論しました。このときには、そういう目標をみんな持って、そういう機能を持った川にしていこうというふうな確認が1つありました。

その後、それじゃ、どういうメニューにしていくかというような議論をしてきた。この流れが最後の整備計画になって、ちょっと薄れたように思って寂しいなと思うのは、こういう書き方をすると、そうなっちゃうのかなという気がします。全部並列的に書くと、どなたかもおっしゃっていたけれども、めりはりがあまりなくなって、非常に緊急のものも、あるいは簡単にできることというのも、一緒にたに書いてあるというふうな気がします。

これは法定文書だとすれば、やはりもう少し我々は何を議論してきて、何を訴えたいのかということは、もう少しめりはりを持って市民に語りかけていくのがよろしいのではないかという気が、本文全体を読んで、いたしました。それが委員として思ったことです。

それから、理想はいっぱいありました。30年という長い段階の中で、もう少し段階的に示せないものだろうか。これはなかなか難しいということもよくわかりました。

それから、30年というタイムスパン。日本の国土形成計画とか国土利用計画は10年ぐらいです。どんな計画を立てているかといったら、目標はあまり決まらない。努力目標は書いてあって、例えば土地利用計画でありますと、森林を増やしたいなど言っただけで、そういう施策をうたって変わらないから、目標の数値は非常に小さく抑えてあります。今までのトレンドを少し変えただけで、合計して100%になるような計画になっています。

それに比べて、河川というのは比較的公用地を対象にできることで、やったことが流域にかなりのメリットで、かなりの影響で戻ってくるところですので、自信のある計画というものをぜひ、それぞれ自信があるか、もう一度問い直して立派なものに仕上げたいだけならということ強く思います。

最後に、委員長を務めまして感ずることをコメントしますと、我々は、私自身は、流域委員会のやり方というのはいろいろあって、この委員会はプレ会議である学ぶ会、それから、原案をサポートして、我々の意見を交換しながら少しずつ原案を固めていってもらったプロセス。それから、法定の今回というような形に段階を切って、しかも詰めた形で、1カ月に1回以上のペースの形で、そのために御都合がつかずに参加できなかった方もおられたんですけども、頭の中に印象が残っている間にやってこれた。しかも、復習するタイムラグも比較的少ない中で議論した。それでもまだ議論できてないところは十分にあるのかなと、すごくあるのかなという気もいたしました。

それから、その問題についていいますと、やっぱり地域の問題と、全国的にどこでも共通で悩んでいる問題と両方ある。地域の問題をどれだけ我々クリアできるかという話と、共通の問題は、やはり小尻委員もおっしゃいましたけれども、専門家として、木曽川流域だけでなく、それぞれのところで我々専門家が努力しなければいけないところもあるし、仕組みの問題だって、木曽川だとか、庄内川だと言っているだけで解決つかない問題に、我々今後どうやって取り組んでいくのかという問題があります。

一つ一つが、なかなか新しいことを突出してできないというのは、先ほどのパーセンテージが変わらないのと一緒で、規制がかからない限りできないものですので、少しずつの努力がじっくり実を結んでくることを期待したいと思います。

短期間の中に非常に集中的に議論いただき、御協力をいただいたことに感謝します。

それから、原案については、本日でなくても、後から説明がありますように、これが

らのプロセスの説明があります。その間、オープンでございます。流域委員会としても、それに対して意見を述べていただきたいと思います。

今後の予定がこの後お話しされるんですけども、その中でも、流域委員会としての関与の仕方、先ほど皆さんこの問題に非常に熱心に関与いただいて、ある意味では体の一部、頭の一部になっているところもあるかと思えます。愛着もあるかと思えます。今後どういうふうに移しているのかを見守るとともに、我々もどう関与したらいいのかということも大きな問題かと思えます。

以上が委員長としてのコメントでございます。

時間の都合で申しわけございませんけれども、まだ御意見があると思えます。それは時間の限り事務局に提出していただいて、事務局と私の方では、私の方にも回覧いただいて、また流域委員の皆様方と色々な場でお話しできればと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、今後の進め方というところに行きたいと思えます。議題の(3)でございます。今後の進め方、資料-5となっております。事務局、お願いします。

事務局(山口)では、資料-5の1枚紙をごらんください。今後の進め方ということで、ステージのスケジュールをお示しさせていただいております。

本日、河川整備計画(原案)の提示をさせていただきました。河川整備計画(原案)に対する意見聴取ということで、今回、第10回木曾川水系流域委員会を開催させていただいたところでございます。今後、これとともに公聴会を開催する予定でございます。場所としては、現在のところ、ふれあい懇談会でも開催いたしました市、3市、一宮、岐阜、桑名で考えております。

今の本当に現段階の案なんですけれども、委員の方のところにはチラシというか、公述人の募集、意見の募集というものを、イメージをしっかりといただくために、参考までにお配りさせていただきました。これと、また、インターネットやはがきによる意見聴取、また、各事務所等での縦覧を行っていききたいと思います。

これから、先生方も含めて、市民の方からたくさん意見をいただくかと思えます。そういう意見は、やはりこちらの方で一生懸命整理していききたいと思います。

その整理した段階で、必要に応じて、また木曾川水系流域委員会を開催したいと思っているところがございます。

その後、河川管理者として、しっかり木曾川水系河川整備計画(案)を作成いたしますし

て、関係知事の意見聴取、関係機関での連絡調整・協議を行った上で、正式に河川整備計画の策定というスケジュールを踏んでまいりたいと思います。

簡単ですが、説明は以上です。

辻本委員長 これからのスケジュールが御紹介ありました。原案ができ上がって、手続としてのそういう流域委員あるいは市民、行政の意見を聞くやり方について御説明いただきました。

これまでも、原案についても、先ほどから何度も紹介がありましたふれあい懇談会、行政説明会、いろいろなところで意見をいただきました。流域委員会のメンバーだけでなく、さまざまな機会から意見を聴取されて原案ができたことだということで、流域委員の御協力のほか、ふれあい懇談会に参加いただいた方とか、行政説明会の方々にも、原案を流域委員会で提示いただいたというプロセスの中で、その方々にも感謝したいというふうな気がいたします。

今のこれからの手続等について、特に御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

そこに書いてございますけれども、この後、木曾川水系流域委員会というのが、11月28日開催が上の方にございます。これがそうであります。それから、この後、いろんな形で意見をさらに集められて、あるいは関係諸機関ともある程度調整もされて、整備計画の案というところの策定に至ります。流域委員会としては、その直前にもう1回、了解といたしますか、どんな形に仕上がったのかということをチェックさせていただく。チェックさせていただくというのは、そこで意見を述べて、変えるというわけではなくて、これは河川管理者が皆さんの意見を聞いた後、彼らが責任を持って策定するということになっておりますので、結局はどんな案になったのかということを確認する意味で、省庁調整に入られる前、手続上の省庁協議に入られる前に、できればもう1回流域委員会をやっていきたい。すなわち、もう少しウォッチしてやってほしいということを皆さんにお願いしたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

小尻委員 流域委員会が解散されるという意味はないわけ、今の10回で、今日で解散されるんじゃないに、その次があって。

辻本委員長 次があって、その次はどうするのかということは、また案ができた後、我々がどう関与していくかということも、先ほどからお話が出ていますように、この木曾川の将来に対して、皆さんある意味では時間をとって考えていただいた中で。

小尻委員 横に「必要に応じ開催」というのが、何かあいまいな。必要じゃなかったら開催されない。

辻本委員長 そうですね。原案が全く変わらないというようなことがあれば、もう開催しても仕方がないわけですので、原案もこれから努力されて、こんな形に仕上がったんだということを、我々の前で誇らしげに言っていただく会というのがあったらいいんじゃないかと。

小尻委員 そのセレモニーがあるわけなんですか。それとも、いやもうなくなりますよというので、みんなに通知して終わるといようなものですか。

辻本委員長 そういう意味で、「必要に応じ」と書いていますけれども、ほとんど確実にそれは行いたいと思います。

小尻委員 わかりました。

辻本委員長 というのが、皆さんの意見の集約かと思ひまして、ここで委員長として、事務局にもそういうふうな形で、誇らしげな整備計画をお願いして、そこでも不満があるようでしたら、また将来にわたって、メンバーの中でウォッチする人が出てくるかもしれないというふうなことを考えていきたいと思ひます。

じゃ、これからについてもよろしいですね。今後の進め方についてあれですので、これで本日の議題が終わりましたので、事務局の方にマイクを戻したいと思ひます。

皆さんどうもありがとうございました。

事務局（浅野） どうも辻本委員長、ありがとうございました。

今日は原案ということで、かなりそれぞれの委員の方々、御意見いただきました。先ほどあったように、引き続き次回流域委員会を開くということになっていますが、それまでに御意見があれば、いただいて、整理させていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

辻本委員長 ちょっとよろしいですか、ごめんなさい。

皆さんから意見いただいて聞きっ放しになりました。本日、私が調整して、次の修正どうのこうのという話がないプロセスですので、皆さん方の意見に対して、私、コメントも何も挟まずに、事務局の方で受け取っていただいて、事務局の方で少し意見をいただいたことに対してコメント等ありましたら、それぞれのところでやっていただきたいと思ひます。

ぜひ、いろんな角度から御意見をいただきましたので、それについては真摯に受けとめ

て、それぞれの委員にできたら返していただきたいと思います。それはまた次回までの間に、事務局と私の方で調整して、どんなことかということは把握させていただきたいと思っています。

事務局（浅野） わかりました。当面はまた整理させていただきます。

#### 4. 閉会

事務局（浅野） それでは、本日は長時間どうもありがとうございました。第10回木曾川水系流域委員会をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

[了]